

6. 行政関連文書編

A. 英国のペット旅行協定 Pet Travel Scheme (PETS) について

2000年2月から施行されている英国へのペット(イヌ・ネコ)持ち込みに関する制度。日本は2001年2月から対象国となった。英国へ入国・再入国するペットの管理と、同国内に常在しない人獣共通感染症の防疫を目的としている。英国にはエキノコックスの別種は常在するが、多包条虫に関しては清浄であり、その侵入を防ぐために入国(再入国)24~48時間前の条虫駆虫薬投与を義務づけた。駆虫薬はブラジクアンテルを指定。PETSが制定された背景として人的・物的移動の増加があり、新規感染症侵入の危険性が高まったことが挙げられる。なお、この法律に倣い、2004年10月より“EUペットパスポート”が導入された。ただしエキノコックスはEU域内に常在地があるので対象となっていない。

参考 URL

英国環境食料農村省：<http://www.defra.gov.uk/animalh/quarantine/index.htm>

在日英国大使館：<http://www.uknow.or.jp/uknow/checklist/pet/index.htm>

B. 東京ムツゴロウ動物王国開設対策委員会最終報告

「東京ムツゴロウ動物王国」の東京サマーランド敷地内における開設計画に対して、東京ムツゴロウ動物王国開設対策委員会の受け入れ側委員会(座長：吉川泰弘教授)が作られ、以下のような対策がとられた。以下はその最終報告書である。

平成16年7月1日

あきる野市長 田中雅夫 殿
東京ムツゴロウ動物王国開設対策委員会
座長 吉川泰弘

東京ムツゴロウ動物王国開設対策委員会最終報告

東京ムツゴロウ動物王国開設対策委員会会則(以下「会則」という。)に基づき、動物等の移送に関する安全について、下記のとおり報告します。

記

1. 経過

東京ムツゴロウ動物王国開設対策委員会(以下「委員会」という。)は、会則に規定す

る所掌事項の検討を 3 回にわたり行い、次のとおり動物等の移送に関する安全確認を行ってきた。

(1) 第 1 回委員会（平成 16 年 3 月 25 日）

（社）東京都獣医師会（以下「獣医師会」という。）に対し、隔離、飼育施設等について現地に赴き安全性について検証することを依頼する。

4 月 18 日に獣医師会による検証が実施され、隔離、飼育施設等の安全性が確認される。

(2) 第 2 回委員会（平成 16 年 4 月 19 日）

（株）グローバル二十一から提出された、移送される動物等の移送前のエキノコックス感染症対策及び移送後の動物等の各種処置事項、狂犬病ワクチン接種、マイクロチップによる個体識別、混合ワクチン接種、駆虫履歴等についての資料を検証した結果、移送計画には問題がないことを確認する。

4 月 27 日にあきる野市長に対して中間報告を提出する。

(3) 第 3 回委員会（平成 16 年 7 月 1 日）

移送に伴う検査結果について獣医師会から報告を受けるとともに、（株）グローバル二十一から提出された関係書類（移送された動物等全頭についての移送、狂犬病ワクチン接種、登録、混合ワクチン接種及び駆虫履歴の確認並びにエキノコックス虫卵及び糞便抗原検査による検査結果等）のすべてについて検証する。

その結果、次の表のとおり、移送された第 1 班から第 3 班（追加の 1 頭を含む。）までのすべての動物（犬 8 4 頭、猫 2 5 匹）等について陰性であることを確認する。

（移送結果）

班	投薬	採便	検査	結果	移送	投薬	採便	検査	結果
1	4/10	4/14	4/20 ~ 22	4/23	4/28~5/2 犬 32 頭、 猫 5 匹	5/4	5/7	5/11~13	5/14 陰性
2	4/17	4/21	4/27 ~ 29	4/30	5/2~4 犬 31 頭、 猫 10 匹	5/8	5/12	5/18~20	5/21 陰性
3	5/15	5/19	5/25 ~ 27	5/28	5/30~6/2 犬 20 頭、 猫 10 匹	6/5	6/9	6/15~17	6/17 陰性
追	5/15	5/19	5/25	5/28	5/30 犬 1 頭	6/9	6/16	6/24	6/24 陰性

移送総数 犬 8 4 頭、猫 2 5 匹、合計 1 0 9 匹

2. まとめ

以上のことから委員会は、関係者から提出された書類や報告書を所掌事項に基づき慎重に協議、検討した結果、移送されたすべての動物等について問題はなく、安全であることを確認したので報告する。

なお、動物等の取扱いとその対応については、更なる安全性の確保のため、（株）グローバル二十一に対し、次の条件を付する。

条件 1

東京ムツゴロウ動物王国の動物にエキノкокスの寄生が認められる場合は、直ちに、あきる野市及び獣医師会に連絡するとともに、新たな対策委員会を設置すること。

条件 2

北海道から動物等を移送する場合は、必ず、あきる野市に事前に連絡するとともに、移送する動物等については、北海道側でエキノкокス虫卵及び糞便抗原検査が陰性の場合に限り移送すること。また、移送にあたっては、獣医師の指示を受け適切に対応すること。ただし、国が動物移送に関して法律等を制定した場合には、それに従うこと。

なお、それらの検査結果については、必ずあきる野市に報告すること。

また、馬については、北海道から移送する場合、必ず躯体及び機材を洗浄消毒するとともに、個体毎に「血統登録証明書」及び「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳」を携行すること。

条件 3

東京ムツゴロウ動物王国の動物にエキノкокスの寄生が認められる場合は、すべての動物等に対して安全が確認されるまで一般公開はしないこと。

3. その他

(1) 今回のエキノкокスに関するリスク回避は、短期間に多くの動物が移送されること、移送される動物は北海道に長期間開放型飼育をされていたこと、東京で不特定多数の人に接することなどから、極めて厳密な措置を執ったものである。したがって、北海道からの他の一般的な動物の移送に適応する基準ではない。

(2) 委員会は、最終報告をもって解散とする。

以上

東京ムツゴロウ動物王国開設に対する安全宣言について

このたび、東京ムツゴロウ動物王国開設対策委員会から最終報告が提出され、あきる野市といたしまして、その報告書を精査し、協議した結果、最終報告書のとおり、移送されたすべての動物等について問題はなく、安全であることを確認いたしました。さらに、開園後の安全確保のために、株式会社グローバル二十一に対して3つの条件が付され、この条件について、同社が確実に履行してまいるとの確認ができました。

また、公害を防止し、地域住民の健康と生活環境の安全を図るため、株式会社東京サマーランド、株式会社グローバル二十一及びあきる野市の三者において環境保全協定を本日、締結する運びとなりました。

以上のとおり、株式会社グローバル二十一が開設する東京ムツゴロウ動物王国に関わるエキノкокス症等に対する万全の対策が講じられたことにより、その安全が確保されましたので、安全であることを宣言いたします。

平成16年7月5日

あきる野市長 田 中 雅 夫

C. 厚生（労働）省通知等

1. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく獣医師から都道府県等への届出基準について」：平成16年8月19日 感染発第0819001号、各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛、厚生労働省健康局結核感染症課長通知

*：犬のエキノコックス症について、獣医師の届出基準が示された。

2. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布等について」：平成16年7月9日 感染発第0709001号、各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛、厚生労働省健康局結核感染症課長通知

*：犬のエキノコックス症が、獣医師の届出対象に追加された。

3. 「北海道内の飼い犬におけるエキノコックス感染例及び北海道から移動する犬の感染実態調査結果と感染予防対策について(情報提供及び啓発依頼)」：平成16年4月2日 健感発第0402001号、各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛、厚生労働省健康局結核感染症課長通知

***：北海道内の飼い犬の感染が確認され、また北海道外へ移動した飼い犬についても感染疑いが示唆された**

4. 「札幌市内の室内飼育犬におけるエキノコックス感染例について」：平成14年12月25日 健感発第1225002号、北海道保健福祉部長・札幌市保健福祉局長宛、厚生労働省健康局結核感染症課長通知

*：室内犬にはじめて感染が確認された

5. 「感染症新法に基づく医師から都道府県知事等への届出のための基準について」：平成11年3月30日 健医感発第46号、各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛、厚生省保健医療局結核感染症課長通知

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」：平成11年3月19日 健医発第458号、各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛、厚生省保健医療局長通知

*：人のエキノコックス症が4類感染症に指定され、医師の届出基準が示された。

7. 「多包虫症(エキノコックス)検出事例について(情報提供)」：平成11年9月30日 事務連絡、各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部（局）長宛、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知

*：青森県食肉衛生検査所で検査した豚から3例の多包虫症が検出された

D. 関係法令等（抜粋）

D - 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）

平成10年10月2日法律第114号

平成15年10月16日法律第145号改正現在

（国民の責務）

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（獣医師等の責務）

第五条の二 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

2 動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は展示する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（獣医師の届出）

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めるときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

3 前二項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、その管轄する区域外において飼育されていた動物について第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は獣医師が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると検案した場合について、前三項の規定は所有者が第一項の政令で定める動物の死体について当該動物が同

項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっていた疑いがあると認めた場合について準用する。

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者は、前二項の規定による質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定を実施するため特に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に感染症の治療の方法の研究、感染症の病原体の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣その他同項の規定による質問又は必要な調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(以下、略)

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)

第二十七条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は

汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者に対し、消毒すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。

(ねずみ族、昆虫等の駆除)

第二十八条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

(物件に係る措置)

第二十九条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十七条から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した者の死体が

ある場所若しくはあった場所、当該感染症を人に感染させるおそれがある動物がいる場所若しくはいた場所、当該感染症により死亡した動物の死体がある場所若しくはあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いがある場所に立ち入り、一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは四類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(以下、略)

(参考) 感染症法における対象感染症の類型

感染症類型	感染症名
1類感染症	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, ペスト, マールブルク病, ラッサ熱, SARS, 天然痘
2類感染症	急性灰白髄炎, コレラ, 細菌性赤痢, ジフテリア, 腸チフス, パラチフス
3類感染症	腸管出血性大腸菌感染症
新4類感染症	ウエストナイル熱, エキノコックス症, 黄熱, オウム病, 回帰熱, Q熱, 狂犬病, コクシジオイデス症, 腎症候性出血熱, 炭疽, ツツガムシ病, デング熱, 日本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス病, ブルセラ症, 発疹チフス, マラリア, ライム病, レジオネラ症, 急性A型ウイルス, 急性E型ウイルス肝炎, 高病原性トリ型インフルエンザ, サル痘, ニパウイルス感染症, 野兔病, リッサウイルス感染症, レプトスピラ症, ポツリヌス症
新5類感染症	アメーバ赤痢, 急性ウイルス性肝炎, クリプトスポリジウム症, クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 後天性免疫不全症候群, ジアルジア症, 髄膜炎性髄膜炎, 先天性風疹症候群, 梅毒, 破傷風, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 咽頭結膜熱, インフルエンザ, A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, 感染性胃腸炎, 急性出血性結膜炎, クラミジア肺炎 (オウム病を除く), 細菌性髄膜炎, 水痘, 性器クラミジア感染症, 性器ヘルペスウイルス感染症, 成人麻疹, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発疹, 百日咳, 風疹, ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, ヘルパンギーナ, マイコプラズマ肺炎, 麻疹 (成人麻疹を除く), 無菌性髄膜炎, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症, 薬剤耐性緑膿菌感染症, 流行性角結膜炎, 流行性耳下腺炎, 淋菌感染症, バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, RSウイルス感染症, 急性脳炎, 尖圭コンジローマ

D-2 動物の愛護及び管理に関する法律

昭 和 48 年 10 月 1 日 法 律 第 105 号
平 成 11 年 12 月 22 日 法 律 第 221 号 改 正 現 在

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第 5 条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2.動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持つように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第 7 条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第 16 条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に関し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物の飼養について許可を必要とする等により制限し、当該動物の所有者又は占有者その他関係者に対し、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じ、必要があると認めるときは、その職員に、当該動物の所有者又は占有者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、当該動物の使用状況を調査させる等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

(以下、略)

(1)～(4)略